

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り込んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(以下「予防接種法」という。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第31号)(以下「特措法」という。)に基づき実施する予防接種に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【事務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施対象者の選定、個人通知に関する事務②予防接種の実施、委託料の支払い、実費の徴収に関する事務③予防接種等実施結果登録及びデータ管理に関する事務④予防接種履歴の照会等に関する事務⑤予防接種による健康被害救済に関する事務⑥統計報告書等に必要業務⑦情報ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会、情報提供等情報連携に関する事務 <p>※情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報の情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表十四項及び百二十六の項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条及び第67条の3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条8号・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表25項、表27項、表28項、表29項、表153項、表154項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条8号・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第27条、第28条、155条、156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療福祉課
②所属長の役職名	保健医療福祉課

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那賀町役場 ケーブルテレビ課 情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那賀町役場 保健福祉子育て課 保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、上記の他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムのアクセスが可能な職員は、パスワードと生体認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	公表日	平成28年2月1日	平成30年2月1日	事前	
平成30年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する予防接種に関して健康被害が発生した時は、その疾病及び障がいに関する給付の事務を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する予防接種について、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実地対象者の選定 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種履歴の照会 4. 予防接種による健康被害救済に関する事務	事前	
平成30年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	那賀町健康福祉課	那賀町保健医療福祉課	事前	
平成30年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 吉岡敏之	保健医療福祉課長 池田繁人	事前	
平成30年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	事前	
平成30年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	事前	
令和1年6月28日	公表日	平成30年2月1日	令和1年6月28日	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療福祉課長 池田繁人	保健医療福祉課長	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 0884-62-1121	那賀町保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892	事前	
令和3年3月11日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月11日	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき実施する予防接種について、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実地対象者の選定 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種履歴の照会 4. 予防接種による健康被害救済に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種について、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実地対象者の選定 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種履歴の照会 4. 予防接種による健康被害救済に関する事務	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	定期予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠法令	番号法第9条第1項 別表第一の十の項	1. 番号法第9条第1項 別表第一の十の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第九十三の二の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第二の十七から十九の項	番号法第19条第7号、別表第二【別表第二における情報照会の根拠】十六の二、十七から十九、百十五の二の項【別表第二における情報提供の根拠】十六の二、十六の三、百十五の二の項 別表第二省令【別表第二における情報照会の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2【別表第二における情報提供の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和3年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種について、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実地対象者の選定 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種履歴の照会 4. 予防接種による健康被害救済に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種について、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実地対象者の選定 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種履歴の照会 4. 予防接種による健康被害救済に関する事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠法令	1. 番号法第9条第1項 別表第一の十の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第九十三の二の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第67条の2	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】十六の二、十七から十九、百十五の二の項 【別表第二における情報提供の根拠】十六の二、十六の三、百十五の二の項 別表第二省令 【別表第二における情報照会の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【別表第二における情報提供の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	番号法第19条第8号、別表第二 【情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2の項 【情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項 別表第二省令 【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠法令	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和8年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき実施する予防接種について、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実地対象者の選定 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種履歴の照会 4. 予防接種による健康被害救済に関する事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(以下「予防接種法」という。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)(以下「特措法」という。)に基づき実施する予防接種に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務において特定個人情報を取り扱う。 【事務内容】 ①予防接種の実地対象者の選定、個人通知に関する事務 ②予防接種の実施、委託料の支払い、実費の徴収に関する事務 ③予防接種等実施結果登録及びデータ管理に関する事務 ④予防接種履歴の照会等に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥統計報告書等に必要業務 ⑦情報ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会、情報提供等情報連携に関する事務 ※情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報の情報連携を行う。	事後	
令和8年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. ADWORLD健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム	事後	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更
令和8年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表十四項及び百二十六の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条及び第67条の3号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2の項 【情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項 別表第二省令 【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条、表25項、表27項、表28項、表29項、表153項、表154項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第27条、第28条、155条、156条	事後	
令和8年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	那賀町保健医療福祉課	保健医療福祉課	事前	
令和8年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	那賀町保健医療福祉課長	保健医療福祉課	事前	
令和8年3月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町役場 ケーブルテレビ課 情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1122	事後	
令和8年3月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	那賀町保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892	那賀町役場 保健福祉子育て課 保健センター 那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 0884-62-3892	事前	
令和8年3月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和8年3月1日時点	事前	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更
令和8年3月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和8年3月1日時点	事前	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更
令和8年3月23日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更
令和8年3月23日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検 内部監査	自己点検	事前	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更
令和8年3月23日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更
令和8年3月23日	公表日	令和4年7月28日	令和8年3月23日	事前	様式の改正及びシステム標準化に伴う変更